

お客様各位

拝啓 平素はハルエネでんきをご利用頂き厚く御礼申し上げます。

以下の通り、電気供給約款【クラウドでんき】（2019年10月以降）の変更を行いますのでご通知させていただきます。

変更後の電気供給約款【クラウドでんき】（2019年10月以降）につきましては下記【契約後の約款等】よりご確認ください。

なお、本変更は、2020年8月1日以降に申し込まれる供給契約を対象とし、2020年7月31日以前に申し込まれた供給契約については本変更による影響はございません。

末筆となりましたが、弊社は、お客様に本当にご満足していただける商品・サービスのご提供を目指して参る所存で御座いますので、今後ともご愛顧賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

【変更内容】

電気供給約款【クラウドでんき】（2019年10月以降）につき、以下の通り変更を行っております。なお、変更内容の詳細については、「別紙 変更内容の詳細」をご確認ください。

■全エリア共通

- ①「25 保証金」に(6)を新設、追加
- ②「25 の 2 保証金」を新設、追加
- ③「40 名義の変更」にて一部文言を追加
- ④上記変更に伴う実施日等の修正

【変更後の約款等】

- ・電気供給約款【クラウドでんき】（北海道エリア）
- ・電気供給約款【クラウドでんき】（東北エリア）
- ・電気供給約款【クラウドでんき】（東京エリア）
- ・電気供給約款【クラウドでんき】（北陸エリア）
- ・電気供給約款【クラウドでんき】（中部エリア）
- ・電気供給約款【クラウドでんき】（関西エリア）
- ・電気供給約款【クラウドでんき】（中国エリア）
- ・電気供給約款【クラウドでんき】（四国エリア）
- ・電気供給約款【クラウドでんき】（九州エリア）
- ・電気供給約款【クラウドでんき】（沖縄エリア）

【変更後の需給約款、主契約料金表の効力発生日】

2020年8月1日

別紙. 変更内容の詳細

①「25 保証金」に(6)を新設、追加

25 保証金

(1)~(5) 既存の通り

(6)本条は、25 の 2 (保証金) が適用されない供給契約について適用します。

②「25 の 2 保証金」として以下の内容を新設、追加

25 の 2. 保証金

- (1) お客さまは、当社による供給の開始または供給継続の条件として、1 供給契約につき 1 月あたり金 100 円 (不課税) の保証金を当社に対して預け入れるものとします。なお、保証金は 1 供給契約につき金 15,000 円を上限とします。
- (2) お客さまは、前項に定める保証金を、料金と一緒に当社に対して支払うものとします。
- (3) 当社は、供給契約が終了した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金または工事費等を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
- (4) 当社は、保証金に利息を付しません。
- (5) 当社は、託送約款が改定された場合、関係法令・条例・規則、消費税および地方税の税率が変更された場合、燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合、またはその他当社が必要と判断した場合、(1)にて定める保証金の内容 (1 月あたりの金額または上限金額のいずれか一方、もしくはその両方とします) を変更することがあります。なお、変更後の内容の告知、説明、及び書面交付の方法等は、2 (供給約款の変更) にて定める方法を準用します。
- (6) お客さまは、供給契約の申込み時に当社に対して提出したお客さまの契約住所、需要場所住所、連絡先等 (以下「お客さま情報」といいます。) を変更した場合は、直ちに当社に対して変更後のお客さま情報を申込確認書により通知するものとします。なお、お客さまが当社に対して有する保証金返還請求権が存続する限り、お客さまが本項に基づき負う通知義務も有効に存続するものとします。
- (7) 当社は、供給契約が終了した場合で、かつ、保証金を、お客さまの未払い債務に充当してもなお残額がある場合等、お客さまに返還すべき保証金がある場合には、別途当社の定める時期までに、当社の定める方法にてお客さまにお返しいたします。なお、当社は、本項に定める場合のほか、その裁量により、保証金を、別途当社の定める時期までに、お客さまにお返しすることができます。
- (8) 当社は、お客さまの責めに帰すべき事由により前項に基づく保証金の返還が行うことができない場合、お客さまに対して書面にて是正を求めるものとします。なお、当社が当該書面を発送した後 6 ヶ月以内にお客様がこれを是正しない場合 ((6) に定める通知義務を怠る等その他のお客さまの責めに帰すべき事由により、当該書面がお客さまに到達しなかった場合を含みます。) には、当該期間が経過した時点をもってお客さまの当社に対する保証金返還請求権は消滅するものとし、お客さまは予めこれに同意するものとします。
- (9) お客さまが 40 (契約名義の変更) による名義変更の手続きを行う場合、別途当社が承諾する場合を除き、お客さまが当社に対して有する保証金返還請求権は、新たなお客さまに承継されないものとします。
- (10)本条項は、6 (供給契約の申込み) により、お客さまが当社に対して供給契約の申込みを行った日が 2020 年 8 月 1 日以降の供給契約に限り適用します。

③「40 名義の変更」にて下記下線部を追加

40 名義の変更

合併、相続その他の原因によって、新たなお客さまが、権利義務を包括承継し、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務 (但し、25 の 2 (保証金) によりお客さまが当社に対して有する保証金返還請求権は別途当社が承諾する場合に限ります。) を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、原則として、当社が指定する文書による申出をしていただきます。ただし、WEB サイト、電話等による申込みを受け付けることもあります。

④上記変更に伴う実施日等の修正

(略)